

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、市長から、平成29年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 特定の事件（平成29年度）

相模原市の外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

相模原市の外郭団体（12団体）及び関係各課

3 措置に係る通知

市長から通知があった日 平成30年5月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】</p> <p>外部監査制度の導入・設置等の有無について</p> <p>外郭団体が毎年度作成し市が公表することとなっている「外郭団体の経営評価に係る基本調書」では、平成21年度より外部監査制度を導入している旨の記載があるが、実際には税理士法人が提出した「公益法人会計基準に準拠した財務諸表である」旨の報告書を外部監査と誤認していた。</p> <p>(報告書 62頁～66頁)</p>	<p>1.【公益社団法人相模原市シルバー人材センター】</p> <p>外部監査制度の導入・設置等の有無について</p> <p>市ホームページにて公表している平成26年度から平成29年度までの基本調書中の該当部分について、平成29年12月に「無」に訂正を行った。</p>